

# 第 23 回 DCプランナー 1 級試験 (2019 年 1 月 27 日実施)

## 《正解・模範解答》

合否通知は 3 月 7 日の予定です。

一般社団法人 金融財政事情研究会

試験内容等、記載のない事項についてのお問合せにはお答えできません。

あらかじめご了承ください。

分野 A、B、C、D は以下のとおり

分野 A：わが国の年金制度・退職給付制度

分野 B：確定拠出年金制度

分野 C：投資に関する知識

分野 D：ライフプランニングとリタイアメントプランニング

### 《基礎編》(100 点)

|      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 問 1  | 問 2  | 問 3  | 問 4  | 問 5  | 問 6  | 問 7  | 問 8  | 問 9  | 問 10 | 問 11 | 問 12 | 問 13 | 問 14 | 問 15 | 問 16 | 問 17 | 問 18 | 問 19 | 問 20 |
| 3    | 2    | 1    | 2    | 4    | 2    | 2    | 4    | 1    | 3    | 4    | 4    | 3    | 4    | 2    | 2    | 2    | 1    | 2    | 4    |
| A    | A    | A    | A    | A    | A    | A    | A    | A    | A    | A    | A    | A    | A    | A    | B    | B    | B    | B    | B    |
| 問 21 | 問 22 | 問 23 | 問 24 | 問 25 | 問 26 | 問 27 | 問 28 | 問 29 | 問 30 | 問 31 | 問 32 | 問 33 | 問 34 | 問 35 | 問 36 | 問 37 | 問 38 | 問 39 | 問 40 |
| 4    | 2    | 3    | 1    | 3    | 3    | 3    | 1    | 2    | 3    | 2    | 1    | 4    | 3    | 3    | 3    | 4    | 1    | 1    | 3    |
| B    | B    | B    | B    | B    | B    | B    | B    | B    | B    | B    | C    | C    | C    | C    | C    | C    | C    | C    | C    |
| 問 41 | 問 42 | 問 43 | 問 44 | 問 45 | 問 46 | 問 47 | 問 48 | 問 49 | 問 50 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 4    | 2    | 2    | 2    | 1    | 2    | 4    | 4    | 1    | 2    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| C    | C    | C    | C    | C    | D    | D    | D    | D    | D    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |

《応用編》(100点)

応用編については、解答例以外であっても、総合的な観点を考慮して採点を行います。

【第1問】(20点)

《問51》(A分野)〔解答例〕

- 答 × (理由) 労働の対価として支払われる賃金の後払い的な性格のものであり、基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するものと考えられている。
- × (理由) 期末時点において受給権がない従業員についても、退職給付見込額の計算の対象となる。
- × (理由) 年金資産に該当するためには、退職給付以外に使用できないという要件だけでなく事業主および事業主の債権者から法的に分離されていることなど、その他の要件もすべて満たす資産でなければならない。

《問52》(A分野)

答 リ . カ . 八 . ワ . 二 .

《問53》(A分野)〔計算過程〕

$$1,390 \text{ 百万円} - 1,050 \text{ 百万円} = 340 \text{ 百万円}$$

$$1,140 \text{ 百万円} - 870 \text{ 百万円} = 270 \text{ 百万円}$$

$$340 \text{ 百万円} - (270 \text{ 百万円} - 105 \text{ 百万円}) = 175 \text{ (百万円)}$$

答 340 (百万円) 175 (百万円)

【第2問】(20点)

《問54》(B分野)[解答例]

答 企業型年金 100(人) (中小)事業主 23,000(円)

《問55》(B分野)[解答例]

答 ・中小事業主掛金納付制度

原則として個人型年金加入者であって第1号厚生年金被保険者である者は中小事業主掛金の拠出の対象となるが、一定の職種、一定の勤続期間により中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を設けることができる。

・簡易企業型年金

第1号等厚生年金被保険者はすべて加入者となり、一定の資格を設けることはできない。

・中小事業主掛金納付制度

原則として定額であるが、一定の職種、一定の勤続期間により設けられた一定の資格ごとに定額とすることはできる。

・簡易企業型年金

定額としなければならない。

《問56》(B分野)[解答例]

答 中小事業主掛金を拠出することについて、第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合、当該労働組合がない場合は第1号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意が必要である。中小事業主掛金の拠出の対象とすることについて、あらかじめ拠出の対象とする者の同意を得る必要がある。

事業所の名称や住所、中小事業主掛金の拠出を開始する年月、拠出の対象となる者の氏名、中小事業主掛金の額などを所定の書類に記入し、労働組合等の同意書を添付して、厚生労働大臣に提出する分も合わせて、国民年金基金連合会に提出する。

【第3問】(20点)

《問57》(B分野)[解答例]

答

× (理由) 受給金額が増加するか減少するかは、企業型年金における運用成績に依存する。

《問58》(B分野)[解答例]

答 終了(または一部終了) 退職給付債務 過去勤務費用  
平均残存勤務期間

《問59》(B分野)

答 1)

【第4問】(20点)

《問60》(C分野)[計算過程]

$$\begin{aligned} & (1 + 0.62\%) \times (1 - 2.57\%) \times (1 - 2.48\%) - 1 \\ & = 1.0062 \times 0.9743 \times 0.9752 - 1 = -0.043971\dots \\ & \qquad \qquad \qquad - 4.397\dots (\%) \qquad - 4.40\% \end{aligned}$$

答    - 4.40%

《問61》(C分野)

答    0.24

《問62》(C分野)

答    3)

【第5問】(20点)

《問63》(A分野)

答    816,000 (円)      1,000 (円)      30,000 (円)

《問64》(D分野)[計算過程]

$$\begin{aligned} & 60 \text{ 万円} \times 17.6393 = 1,058.358 \text{ 万円} \quad 1,058 \text{ 万円} \\ & 500 \text{ 万円} \times 1.3459 = 672.95 \text{ 万円} \quad 673 \text{ 万円} \\ & 1,058 \text{ 万円} + 673 \text{ 万円} = 1,731 \text{ 万円} \\ & 120 \text{ 万円} \times 4.8077 = 576.924 \text{ 万円} \quad 577 \text{ 万円} \\ & 1,731 \text{ 万円} - 577 \text{ 万円} = 1,154 \text{ 万円} \\ & 1,154 \text{ 万円} \times 1.1041 = 1,274.1314 \text{ 万円} \quad 1,274 \text{ 万円} \\ & 1,274 \text{ 万円} \div 16.6785 = 76.3857\dots \text{万円} \quad 76 \text{ 万円} \\ & \underline{\text{答}} \quad \quad 1,731 \text{ 万円} \quad \quad 76 \text{ 万円} \end{aligned}$$

《問65》(D分野)[計算過程]

$$\begin{aligned} & 40 \text{ 万円} \times 15 \text{ 年} = 600 \text{ 万円} \\ & (1,200 \text{ 万円} - 600 \text{ 万円}) \times 1 / 2 = 300 \text{ 万円} \\ & (250 \text{ 万円} + 80 \text{ 万円}) \times 75\% - 37 \text{ 万 } 5,000 \text{ 円} = 210 \text{ 万円} \\ & \underline{\text{答}} \quad \quad 300 \text{ 万円} \quad \quad 210 \text{ 万円} \end{aligned}$$